

○海洋汚染等防止法検査心得 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令	I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令	(傍線の部分は改正部分)
13 章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標 (二酸化炭素放出抑制航行手引書)	<p>第13章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標 (二酸化炭素放出抑制航行手引書)</p> <p>47.0 (a) (略)</p> <p>(b) 検査規則第1条の22の改造に該当する場合以外において、本手引書の記載内容(技術基準省令第47条に係る記載内容に限る)を変更する場合は、変更後の内容を記載した該当ページを本手引書に追補することとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) (c)による記載例中、対応する項目及び留意事項については、以下のとおり。</p>	<p>47.0 (a) (略)</p> <p>(b) 検査規則第1条の22の改造に該当する場合以外において、本手引書の記載内容(技術基準省令第47条に係る記載内容に限る)を変更する場合は、変更後の内容を記載した該当ページを本手引書に追補することとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) (c)による記載例中、対応する項目及び留意事項については、以下のとおり。</p>

燃料の実績の収集及び報告 の方法	<p>※平成30年3月1日より 前に承認を受けている 二酸化炭素放出抑制航行手引書について、平 成30年12月31日まで に、本事項を追記のうえ 「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業 務要領（平成27年国海環第66号）による確認 を受けること（根拠：海上汚染等及び海上災害 の防止に関する法律施行規則等の一部を改正 する省令（平成30年3月1日国土交通省令第 10号）附則第2条）。</p>	<p>船舶職員が実施可能な 方法が記載されているこ と。 収集の方法については付 録V（二酸化炭素を直接測定 する場合は付録VI）の方法 が記載されていること。報 告の方法は、付録VII第1 号様式を使用することが記 載されており（その内訳の 様式は同第2～3号以外の ものでも差し支えない）、次 の事項が記載されているこ と。 ・前年の実績の根拠となる 記録を、翌年の1年間は、 すぐ利用できる状態で保 管し、主官庁の求めがあれ ば提出する。 ・主管庁/船舶の所有者が変更 になった場合、（変更前 の）船舶所有者は、変更後 速やかに、暦年の途中まで 対応する実績を集計し、 (変更前の)主管庁へ報告 する。 なお、二酸化炭素放出抑 制対象船舶（海上保安庁の 使用する船舶を除く。）であ って、総トン数五千トン以</p>
---------------------	---	--

		上のもの以外については記載を要しない。		
第六号： 法第十九条の二十六第一項の確認を受けなければならない、二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標	(略)	(略)		
		第五号： 法第十九条の二十六第一項の確認を受けなければならない二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標	(略)	(略)
		附屬書 [19] 二酸化炭素放出抑制航行手引書		
		VI. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得		
12-17-6-3. 1 (a)	(略)		12-17-6-2. 1(a) (略)	
12-17-15. 3 (a)	外国船舶への変更又は船舶所有者の変更となつた場合 (収集する実績の対象期間が1年未満であつて、当該対象期間が属する年(曆年)に燃料油消費実績報告書履行確認書が交付される場合に限る。)にあつては、有効期間は、交付した日からその日の属する年の翌々年の5月31日までとすること。		(新設)	
12-17-16 (a)	交付を受けて船舶に備え置かなければならない燃料油消費実績報告書履行確認書には、第二議定書締約国の政府が第二議定書の規定に基づいて交付した燃料油消費実績報告履行確認書に相当する書面を含む。		(新設)	
38.1. 5 (a)	次のいずれかに該当する場合について、(変更後の)船舶所 有者に、当該該当することとなつた日からその年の十二月三十一日 までの間の消費した燃料油の実績に關し、翌年三月三十一日までに			3

	<p>報告書を提出させること。</p> <p>(1) 初めて日本国領海等以外の海域において航行の用に供する場合</p> <p>(2) 外国籍船舶から日本船舶へ変更となる場合</p> <p>(3) 船舶所有者の変更となる場合</p>
38. 1. 5(b)	<p>次のいずれかに該当する場合については、(変更前の) 船舶所 有者には、その年の1月1日（その後に38. 1. 5(a)に該当した場合 にあっては、当該該当することとなつた日）から次のいすゞみかに該 当することとなつた日までの間の消費した燃料油の実績に関し、変 更後速やかに報告書を提出させること。</p> <p>(1) 日本船舶から外国籍船舶へ変更となる場合</p> <p>(2) 船舶所有者の変更となる場合</p> <p>なお、検査規則第1条の32項の各号（第3号を除く。）に掲げる 事由に該当することにより、IEE 証書を返納する場合は、当該該当 することとなつた日が属する年の実績について報告することを要さ ない。</p>
附 則	<p>この改正は、平成30年3月1日から適用する。</p>

○二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
【目次】	【目次】	
<p>I 凡例</p> <p>II 手引書承認等及び燃料油消費実績報告書の確認心得関係</p> <p>III 手引書承認等の方法関係</p> <p>IV 事務取扱要領関係</p> <p>○ 様式</p> <p>○ 記入例</p>	<p>I 凡例</p> <p>II 手引書承認等心得関係</p> <p>III 手引書承認等の方法関係</p> <p>IV 事務取扱要領関係</p> <p>○ 様式</p> <p>○ 記入例</p>	(下線の部分は改正部分)
<p>I 凡例</p> <p>検査心得：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 検査心得</p>	<p>I 凡例</p> <p>検査心得：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等 検査心得</p>	
<p>II 手引書承認等及び燃料油消費実績報告書の確認心得関係</p> <p>以下、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認及び燃料油消費実績報告書の確認に関する規定及び検査心得の主な関連部分を記載する。</p>	<p>II 手引書承認等心得関係</p> <p>以下、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に関する規定及び検査心得の主な関連部分を記載する。</p>	
<p>(二酸化炭素放出抑制対象船舶)</p> <p>1. 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、日本国領海等のみを航行する船舶以外の船舶であって、総トン数400トン以上の船舶である。ただし、海上自衛隊又は海上自衛隊大学校を含む。) の使用する船舶、引かれ船等及び天然資源の勘探又は貯蔵の用に供する船舶及び通常は日本国領海等のみを航行する船舶であって、臨時に単一の国際航海の用に供するものを除く。</p>	<p>(二酸化炭素放出抑制対象船舶)</p> <p>1. 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、日本国領海等のみを航行する船舶以外の船舶であって、総トン数400トン以上の船舶である。ただし、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶、引かれ船等及び天然資源の勘探又は貯蔵の用に供する船舶を除く。</p>	
<p>*根拠法令等：法第19条の25、検査規則第1条の20及び第1条の21</p> <p>*「通常は日本国領海等のみを航行する船舶であって、臨時に単一の国際航海の用に供するもの」には、本邦外でのドック入りなど、臨時的であつても往復の国際航海を行う船舶は該当しない。</p>	<p>*根拠法令等：法第19条の25、検査規則第1条の20 及び第1条の21 (新設)</p>	

		2. (略)	(新設)
3. 二酸化炭素放出抑制航行手引書に消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法を記載し、当該実績を収集し報告しなければならない船舶は、二酸化炭素放出抑制対象船舶(海上保安庁の使用する船舶を除く。)であつて総トン数5000トン以上のものである。	4. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載項目の留意事項は、検査心得I 47.0(d)のとおり。	<参考>	(二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載項目) 3. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載項目の留意事項は、検査心得I 47.0(d)のとおり。
※根拠法令等：技術基準省令第47条第5号、施行規則第38条第1項の表第5号	○検査心得I 47.0(d)	○検査心得I 47.0(d)	○検査心得I 47.0(d)
技術基準省令第47条	検査心得 附属書 [1.9]	技術基準省令第47条	検査心得 附属書 [1.9]
(略)	(略)	(略)	(略)
第四号： 第二号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項	(略)	第四号： 第二号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項	(略)
第五号： 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶(海上保安庁の使用する船舶を除く。)であつて総トン数五千トン以上ものにあつては、当該船舶において消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法	第2部	燃料油の消費量の収集方法が、3つの方法(1：燃料油供給証明書、2：流量計、3：燃料油タンクのモニタリング)のうち、船舶の設備等を踏まえ、当該船舶の船員が実施可能な方法が記載されている	(新設) (新設)

<p>※平成 30 年 3 月 1 日より 前に承認を受けている 二酸化炭素放出抑制航行手引書については、平 成 30 年 12 月 31 日まで に、本事項を追記のうえ 「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業 務要領（平成 27 年国海環第 66 号）による確認 を受けること（根拠：海 洋汚染等及び海上災害 の防止に関する法律施 行規則等の一部を改正 する省令（平成 30 年 3 月 1 日国土交通省令第 10 号）附則第 2 条）。</p>	<p>収集の方法については付 録 V（二酸化炭素を直接測定 する場合は付録 VI）の方法 が記載されていること。報 告の方法は、付録 VII 第 1 号様式を使用することが記 載されており（その内訳の 様式は同第 2 ～ 3 号以外の ものでも差し支えない）、次 の事項が記載されているこ と。            • 前年の実績の根拠となる 記録を、翌年の 1 年間は、 すぐに利用できる状態で保 管し、主官庁の求めがあれ ば提出する。            • 主管庁／船舶所有者が変更 になつた場合、（変更前 の）船舶所有者は、変更後 速やかに、暦年の途中まで 対応する実績を集計し、 (変更前の) 主管庁へ報告 する。            なお、二酸化炭素放出抑制 対象船舶（海上保安庁の使用 する船舶を除く。）であつて、 総トン数五千トン以上のも の以外については記載を要 しない。</p>
---	--

<p><b>第六号：法第十九条の二十六</b> 第一項の確認を受けなければならぬ二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第五号：法第十九条の二十六第一項の確認を受けなければならぬ二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標</p>
<b>III 手引書承認等の方法関係</b>			
手引書承認及び指標確認にあたっては、次のとおり取り扱うこと。			
1. 手引書の承認			
(1) 記載事項が技術基準省令第47条の規定に適合していることを確認すること。記載事項の確認にあたっては、検査心得I 47.0(d)表中、留意事項欄に記載された事項について適切に手引書に記載されていることを確認するとともに、検査心得I <u>附属書[19]</u> の手引書の記載例付録I～VIIを参照すること。			
2. (略)			
<b>IV 事務取扱要領関係</b>			
[目次]			
第1部 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等			
0章～5章 (略)			
6章 燃料油消費実績収集方法等確認書の記載			
7章 海洋汚染等防止検査手帳への記載			
8章 IEE証書の返納			
9章 手引書承認、指標確認及びIEE証書交付等受付・処理簿の記載(証書等交付時)			
10章 手引書承認等の報告			
11章 関係書類及び受付・処理簿の保存			

第2部 燃料油消費実績報告書の確認		(新設)
0章 帳簿		
1章 報告書の受理又は申請書の受付		
2章 報告受付・処理簿の記載(申請書受付時)		
3章 燃料油消費実績報告履行確認書の記載		
4章 燃料油消費実績報告履行確認書の返納		
5章 報告受付・処理簿の記載(確認書交付時)		
6章 燃料油消費実績報告履行確認書の交付の報告		
7章 関係書類及び報告受付・処理簿の保存		
第1部 二酸化炭素放出抑制航行手引書承認等		(新設)
1章 申請書の受付	1章 申請書の受付	
本章は、次に掲げる手続きに関する要領を記載する。	本章は、次に掲げる手続きに関する要領を記載する。	
5. 及び6. については、法令上、二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更の承認を規定していないことによる二酸化炭素放出抑制航行手引書に対する取扱いを記載するものである。	5. 及び6. については、法令上、二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更の承認を規定していないことによる二酸化炭素放出抑制航行手引書に対する取扱いを記載するものである。	
1～6. (略)	1～6. (略)	
7. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の本通達に基づく確認	7. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の本通達に基づく確認	(新設)
(注) 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等の対象となる場合 (検査心得 I 47.0 (a) 関係)		
法第 19 条の 25 第1項に基 づく承認	① 手引書を新たに作成した場合 ② 検査規則第1 条の 22 の改訂に該 当する場合	事務取扱 第1部 1章 1.
本通達に基づ く承認の事実 を示す記載の 再交付	③ 承認を受けた手引書を滅失等し た場合	第1部 1章 5.

本通達に基づく書換え	(4) IEE証書の書換えに伴い二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載事項を変更する場合(本表②及び⑥の場合を除く。)	第1部 1章6.
	(5) 承認を受けた手引書に技術基準省令第47条第5号の消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法を新たに追記する又は変更する場合(本表②の場合を除く。)	第1部 1章7.
本通達に基づく確認		
1. 手引書承認及び指標承認申請		
①手引書承認等申請書(第一号の五の三様式(検査規則第1条の25関係))		
(8)「備考」欄については、以下の事項が記載されていること。		
(イ)～(ロ) (略)		
(ハ) 検査規則第1条の22の改造に該当する場合は、その旨を記載すること。		
2. ~5. (略)		
6. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の書換えの場合		
①IEE証書の書換えに伴い、二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載事項を書き換える場合は、事務取扱要領関係第3号様式「二酸化炭素放出抑制航行手引書書換申請書」を申請させること。		
(削る)		
7. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の本通達に基づく確認		
①～③ (略)		
(新設)		
1. 手引書承認及び指標承認申請		
①手引書承認等申請書(第一号の五の三様式(検査規則第1条の25関係))		
(8)「備考」欄については、以下の事項が記載されていること。		
(イ)～(ロ) (略)		
(ハ) 検査規則第1条の22の改造に該当する場合は、その旨を記載すること。		
2. ~5. (略)		
6. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の書換えの場合		
①IEE証書の書換えに伴い、二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載事項を書き換える場合は、事務取扱要領関係第3号様式「二酸化炭素放出抑制航行手引書書換申請書」を申請させること。		
(注)検査規則第1条の22の改造に該当する場合以外において、本手引書の記載内容(技術基準省令第47条に係る記載内容に限る。)を変更する場合は、変更する内容を記載した書類を本手引書に追補することとなるため、二酸化炭素放出抑制航行手引書の書換えは要しない。		
①～③ (略)		

承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書に技術基準省令第47条第5号の消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法を新たに追記する又は変更する場合（※）（検査規則第1条の22の改造に該当するため承認を受ける場合を除く。）における本通達に基づく確認については、事務取扱要領関係第4号様式「二酸化炭素放出抑制航行手引書確認申請書」を申請させること。

※消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法を変更する場合は、検査心得 附属書 [19] 二酸化炭素放出抑制航行手引書第2部5~9事項について変更する場合をいう。

① 二酸化炭素放出抑制航行手引書確認申請書（事務取扱要領関係第4号様式）

- ・確認事項（以下の点について記載されることを確認すること。）
  - (1) 以下の項目については、船舶検査事務取扱要領に準じて記載されていること。
    - (i) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
    - (ii) 船舶番号
    - (iii) 船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
  - (2) 「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認番号」については、確認を受けようとする二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認番号が記載されていること。
  - (3) 「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認年月日」については、確認を受けようとする二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認年月日が記載されていること。
  - (4) 「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認者」については、確認を受けようとする二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認者が記載されていること。
  - (5) 「確認を受けようとする理由」については、「消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法を新たに追記するため」又は「消費した燃料油

の実績の収集及び報告の方法を変更するため」のいずれかが記載されていること。

②二酸化炭素放出抑制航行手引書確認申請書の添付書類

・確認事項（以下の書類が添付されていることを確認すること。）  
（1）承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書の写し

2章 手引書承認、指標確認及び国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付等受付・処理簿（略）

3章 手引書承認等

1章1. 又は1章7. の受付を行った時は、III手引書承認等の方法関係により手引書の審査又は指標確認を行うこと。  
1章6. 又は1章7. の受付を行った時は、二酸化炭素放出抑制航行手引書の書換を行いう事項に二重線を引き、余白部分に新たな事項を記載すること。また、二重線を引いた部分には、地方運輸局の略符のゴム印を赤色で押印すること。手引書の表紙の記載の変更については、検査事務取扱要領「1.4 海洋汚染等防海洋汚染等防止検査手帳」1.4.1 表紙(3)に準じて処理することとする。なお、変更の記録については、1.8.2(口)に準じて処理すること。（標準様式においては、「主管庁又は船級協会」欄がないため「変更事項」欄に記載するものとする。）

2章 手引書承認、指標確認及び国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付等受付・処理簿（略）

3章 手引書承認及び指標確認

1章1. の受付を行った時は、III手引書承認等の方法関係により手引書の審査及び指標確認を行うこと。  
1章6. の受付を行った時は、二酸化炭素放出抑制航行手引書の書換を行う事項に二重線を引き、余白部分に新たな事項を記載すること。また、二重線を引いた部分には、地方運輸局の略符のゴム印を赤色で押印すること。手引書の表紙の記載の変更については、検査事務取扱要領「1.4 海洋汚染等防海洋汚染等防止検査手帳」1.4.1 表紙(3)に準じて処理することとする。なお、変更の記録については、1.8.2(口)に準じて処理すること。（標準様式においては、「主管庁又は船級協会」欄がないため「変更事項」欄に記載するものとする。）

4章 IEE証書の記載

【国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（IEE証書）本紙】

1～3 （略）

4. 「船籍港」欄については、和英併記により記載すること。この場合において、船籍港を有しない船舶（定係港の船舶）にあつては、記載をしない。記載は、検査事務取扱要領1.5.1(3)によること。  
5～9 （略）

4章 IEE証書の記載  
【国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（IEE証書）本紙】

1～3 （略）

4. 「船籍港」欄については、和英併記により記載すること。この場合において、船籍港を有しない船舶（定係港の船舶）にあつては、記載をしない。記載は、検査事務取扱要領1.5.1(3)によること。  
5～9 （略）

5章 (略)	5章 (略) (新設)
<p><b>6章 燃料油消費実績収集方法確認書の記載</b></p> <p>本章については、燃料油消費実績収集方法等確認書 (Confirmation of Compliance) の様式が決定され次第、本通達を改正し当該確認書に係る事務取扱を規定する予定。</p> <p>※その決定までの間に1章7.の確認を行った場合には当該確認書を交付せず、その決定を受けて本通達が改正され次第交付することとする。</p>	<p><b>6章 海洋汚染等防止検査手帳への記載</b></p> <p>1. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認又はIEE 証書を交付したときに、「(5)検査の記録 検査に関する記事」の欄に地方運輸局にて次の例により記載し、海洋汚染等防止検査手帳にファイルすること。</p>

(1) 二酸化炭素放出抑制航行手引書を承認した場合

(5) 検査の記録

船名 第三京浜丸 総トン数 12350

検査開始日 [ ] [ ] [ ] 檢査終了日 [ ] [ ] [ ]

タンカー □ 有害液体物質なら精船 □ ダンカー及び有害液体物質なら精船以外の船舶 □

ふん尿等排出防止設備を設置している □

有害水・バストの排出防止に関する設備を設置している □ 有害物質放出低減装置を設置している □ (新設)  
放出量確認対象原動機を設置している □ 硫黄酸化物放出防止設備を設置している □ 船舶生活油等燃耗設備を設置している □

揮発性物質放出防止設備を設置している □ 船舶生活油等燃耗設備を設置している □

検査場所 [ ] 入渠 □ 上架 □ 停泊 □

臨検単位 [ ] 隆険回数 [ ] 國際海洋汚染等防止証書を受有している □

検査の種類

- [ ] 第1回定期検査 新造 □ 新造 □ 係解 □ [ ] 第1種中間検査  
[ ] 第2回以降定期検査 [ ] 第2種中間検査  
[ ] 臨時航行検査 [ ] 臨時検査 指定 □ その他 □

指定事項等

検査に関する記事  
二酸化炭素放出抑制航行手引書を承認した。(承認番号: 第 号、用途〇〇〇)  
二酸化炭素放出抑制航行手引書 第 号を交付した。  
日付 地方運輸局 路符のゴム印

(1) 二酸化炭素放出抑制航行手引書を承認した場合

(5) 検査の記録

船名 第三京浜丸 総トン数 12350

検査開始日 [ ] [ ] [ ] 檢査終了日 [ ] [ ] [ ]

タンカー □ 有害液体物質なら精船 □ ダンカー及び有害液体物質なら精船以外の船舶 □

ふん尿等排出防止設備を設置している □

(新設)  
放出量確認対象原動機を設置している □ 硫黄酸化物放出低減装置を設置している □ 船舶生活油等燃耗設備を設置している □

揮発性物質放出防止設備を設置している □ 船舶生活油等燃耗設備を設置している □

検査場所 [ ] 入渠 □ 上架 □ 停泊 □

臨検単位 [ ] 隆険回数 [ ] 國際海洋汚染等防止証書を受有している □

検査の種類

- [ ] 第1回定期検査 新造 □ 新造 □ 係解 □ [ ] 第1種中間検査  
[ ] 第2回以降定期検査 [ ] 第2種中間検査  
[ ] 臨時航行検査 [ ] 臨時検査 指定 □ その他 □

指定事項等

検査に関する記事  
二酸化炭素放出抑制航行手引書 (承認番号: 第 号、用途〇〇〇)  
二酸化炭素放出抑制航行手引書 (第 号) を交付した。  
日付 地方運輸局 路符のゴム印

(2) 船舶船に對して IEE 証書を交付した場合

(2) 船級船に對して IEE 証書を交付した場合

(5) 檢査の記録	
船名	第三京浜丸
総トン数	12350
検査開始日	<input type="text"/> 、 <input type="text"/>
検査終了日	<input type="text"/> <input type="text"/>
有害液体質ばら積船 <input type="checkbox"/> 有害液体質ばら積船以外の船舶 <input type="checkbox"/> タンカー及ひ有害液体質ばら積船以外の船舶 <input type="checkbox"/> ふん尿等排出防止設備を設置している <input type="checkbox"/>	
有蓋水バーストの排出防止装置を設置している <input type="checkbox"/> 放出量確認対象原動機を設置している <input type="checkbox"/> 硫黄酸化物放出低減装置を設置している <input type="checkbox"/> 揮発性生物質放出防止設備を設置している <input type="checkbox"/> 船舶発生油等燃却設備を設置している <input type="checkbox"/>	
検査場所 _____	
入渠	<input type="checkbox"/>
上架	<input type="checkbox"/>
停泊	<input type="checkbox"/>
臨検単位	<input type="checkbox"/>
臨検回数	<input type="checkbox"/>
国際海洋汚染等防止証書を受有している <input type="checkbox"/>	
検査の種類	
第1回定期検査	<input type="checkbox"/>
新造	<input type="checkbox"/>
係解	<input type="checkbox"/>
第1種中間検査	<input type="checkbox"/>
第2回以降定期検査	<input type="checkbox"/>
第2種中間検査	<input type="checkbox"/>
臨時航行検査	<input type="checkbox"/>
臨時検査 指定	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>
第2種中間検査	<input type="checkbox"/>
第1種中間検査	<input type="checkbox"/>
臨時航行検査	<input type="checkbox"/>
臨時検査 指定	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>
指定事項等	
検査に関する記事	
国際二酸化炭素放出抑制船証書(第 <input type="text"/> 号)を交付した。 日付 <input type="text"/> 地方運輸局 <input type="text"/>	

8章～10章 (略)

11章 関係書類及び受付・処理簿の保存

- 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、再交付、書換え若しくは確認又は IEE 証書の交付、再交付又は書換えを行った後は、関係する申請書、

10章 関係書類及び受付・処理簿の保存

- 二酸化炭素放出抑制航行手引書又は IEE 証書の承認、交付、再交付又は書換えを行った後は、関係する申請書、書類及び手引書又は IEE 証書の

<p>書類及び手引書又は IEE 証書の写しを保存すること。保存にあたっては、毎年 4月初めから翌年 3月末までは、毎年 4月初めから翌年 3月末までに処理を終了したものとまとめ、1年分を 1 緑りとし、翌年 4 月から 1 年分を 1 緑りとし、翌年 4 月から 30 年間これらを保存すること。</p> <p>2. (略)</p>	<p>2. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2部 燃料油消費実績報告書の確認</p> <p>様式</p> <p>第1号様式 手引書承認、指標確認及び国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 交付等 受付・処理簿</p> <p>第2号様式～第3号様式 (略) (新設) (新設)</p> <p>第4号様式 二酸化炭素放出抑制航行手引書確認申請書</p> <p>第5号様式 燃料油消費実績報告受付・処理簿</p> <p>記入例</p> <p>手引書承認、指標確認及び国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付等 受付・ 処理簿</p> <p>国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 (IEE 証書) の追補 燃料油消費実績報告受付・処理簿 燃料油消費実績報告履行確認書</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成 30 年 3 月 1 日から適用する。</p>
---	--

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止対象設備及び渾浴性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領

(新旧対照表)  
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
<p>1. 関係書類</p> <p>1.5 國際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.2 國際油汚染防止証書（「TOPP 証書」）</p> <p>(6) 追補（油タンカーの記録）の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(イ) ~ (ヘ) (略)</p> <p>(ト) <u>（削除）</u></p> <p>(チ) ~ (リ) (略)</p> <p>(ヌ) 「5.1」は、SBTの設置が要求されていない油タンカーであつて、任意に<u>条約附屬書1第18規則(技術基準省令第15条)又は第18規則12から第18規則15まで(技術基準省令第20条)</u>に適合するSBTを備えているものに該当する場合には、×印を記入する。</p> <p>(ル) <u>(削除)</u></p> <p>(ヲ) <u>(削除)</u></p> <p>(ワ) <u>(削除)</u></p>	<p>2. 関係書類</p> <p>1.5 國際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.2 國際油汚染防止証書（「TOPP 証書」）</p> <p>(6) 追補（油タンカーの記録）の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(イ) ~ (ヘ) (略)</p> <p>(ト) 「1.11.8」及び「1.11.9」に該当する船舶は、<u>附属書 [1] 2.2(2)</u>により取り扱うこと。</p> <p>(チ) ~ (リ) (略)</p> <p>(ヌ) 「5.1」は、次の表のとおり取り扱うこと。</p> <p>① 原油タンカー（原油・精製油運搬船を含む。） <u>(因は省略)</u></p> <p>② 精製油運搬船 <u>(因は省略)</u></p> <p>(ル) 「5.2」は、SBTを設置している船舶(SBTの設置が要求されていない油タンカー（「5.1.6」に該当する油タンカー）であつて、任意に<u>条約附屬書1第18規則(技術基準省令第15条)又は第18規則12から第18規則15まで(技術基準省令第20条)</u>に適合するSBTを備えているものを含む。)について、該当する項目に×印を記入する。</p> <p>(ヲ) 「5.3」は、NN船には該当しない。</p> <p>(ワ) 「5.3.1」の船舶とは、CBTを設置している次に掲げる船舶をい</p> <p>う。</p> <p>① 精製油運搬船であつて、CBTを設置することにより SBT を設置することを免除されている貨重量トン数4万トン以上7万トン未満のENタンカー及びEEタンカー並びに載貨重量トン数7万トン以上のEEタンカー</p> <p>② 原油・精製油運搬船であつて、COW及びCBTを設置することにより SBT を設置することを免除している載貨重量トン数4万</p>	

(カ) <u>(削除)</u>	トン以上7万トン未満のENタンカー及びEEタンカー並びに載 貨重量トン数7万トン以上のEEタンカー(COWモードで運航す る場合を除く。)
(カ) <u>[5.3.3]</u>	CBTの操作手引書の日付欄は、OPP証書交付時に承認されている ものについては当該承認日とし、有効期間の限られている操作手引 書については当該有効期間の満了前に当該操作手引書を新たに承 認し、OPP証書の書換えを受けさせること。
(ヨ) <u>(削除)</u>	(ヨ) 「5.3.4」の船舶とは、附属書〔1〕2.2.1に該当するタンカー をいう。
(タ) <u>(削除)</u>	(タ) 「5.3.5」の船舶とは、附属書〔1〕2.2.2に該当するタンカー をいう。
(レ) <u>[5.3.2]</u> <u>(略)</u>	(レ) <u>[5.4.2]</u> <u>(略)</u>
(シ) <u>[5.3.3]</u>	(シ) <u>[5.4.3]</u> COWの操作及び設備の手引書の承認日は、COWの有効性の確 認がされ、承認された日とする。 また、「5.3.4」に該当する船舶にあつては、安全性に関する事項を含んだCOWの操作及び設備の手引書の承認日とす る。 (ツ) <u>(削除)</u>
(ネ) <u>[5.6.1]</u> の船舶とは、新船(次のいづれかに該当する船舶)いう。 以下「5.6.2」、「5.6.3」及び「5.6.7」において同じ。)である載貨 重量トン数5,000トン以上の油タンカーをいう。(技術基準省令附 則(平成5年運輸省令第7号)第2条第1項参照) (ナ) 「5.6.2」の船舶とは、新船である載貨重量トン数600トン以 上5,000トン未満の油タンカーをいう。 (ヲ) 「5.6.3」の船舶とは、新船である載貨重量トン数600トン未 満の油タンカーをいう。 (ム) 「5.6.4」の船舶とは、現存船(「5.6.1」に規定する新船以外	(ツ) <u>[5.5]</u> に該当する場合は、本省と協議すること。 (ネ) 「5.8.1」の船舶とは、新船(次のいづれかに該当する船舶)いう。 以下「5.8.2」、「5.8.3」及び「5.8.7」において同じ。)である載貨 重量トン数5,000トン以上の油タンカーをいう。(技術基準省令附 則(平成5年運輸省令第7号)第2条第1項参照) (ナ) 「5.8.2」の船舶とは、新船である載貨重量トン数600トン以 上5,000トン未満の油タンカーをいう。 (ヲ) 「5.8.3」の船舶とは、新船である載貨重量トン数600トン未 満の油タンカーをいう。 (ム) 「5.8.4」の船舶とは、現存船(「5.8.1」に規定する新船以外

<p>の船舶をいう。以下本項及び「5.6.5」において同じ。)である載貨重量トン数5,000トン以上の油タンカーをいう。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(ウ) 「5.6.5」は、該当する項目を×としその他はーとすること。</p> <p>(エ) 「5.6.6」の船舶とは、載貨重量トン数600トン以上の重質油タンカーをいう。ただし、重質油以外のタンカーについても載貨重量トン数600トン以上のものについては、次のとおり記載すること。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(ワ) 「5.6.7」は、該当する項目を×としその他はーとすること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(ワ-2) 「5.6.8」は、該当する項目を×としその他はーとすること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(ワ-3) 「5.6.9」の船舶とは、船舶区画規程第110条の2の適用を受けない載貨重量トン数5,000トン以上のタンカーをいう。</p> <p>(ワ-4) 「5.7.1」の船舶とは、技術基準省令第17条第1号の規定を満足する載貨重量トン数5,000トン以上のタンカーをいう。</p>	<p>の船舶をいう。以下本項及び「5.8.5」において同じ。)である載貨重量トン数5,000トン以上の油タンカーをいう。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(ウ) 「5.8.5」は、該当する項目を×としその他はーとすること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(エ) 「5.8.6」の船舶とは、載貨重量トン数600トン以上の重質油タンカーをいう。ただし、重質油以外のタンカーについても載貨重量トン数600トン以上のものについては、次のとおり記載すること。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(ワ) 「5.8.7」は、該当する項目を×としその他はーとすること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(ワ-2) 「5.8.8」は、該当する項目を×としその他はーとすること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(ワ-3) 「5.8.9」の船舶とは、船舶区画規程第110条の2の適用を受けない載貨重量トン数5,000トン以上のタンカーをいう。</p> <p>(ワ-4) 「5.9.1」の船舶とは、技術基準省令第17条第1号の規定を満足する載貨重量トン数5,000トン以上のタンカーをいう。</p> <p>(7) IOPP証書の記載例は、別紙(21)及び(22)のとおりとする。</p> <p>別紙(22) (タンカーでVesselの場合)</p> <p>第十二号様式 (第二十六条関係)</p> <p>国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追補 Supplement to The International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS</p> <p>油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS</p>
---	--

<p>1 船舶の要目 Particulars of ship</p> <p>1.1～1.10 (略)</p> <p>1.11 船舶の種類 Type of ship:</p> <p>1.11.1～1.11.7 (略) <u>(削る)</u></p>	<p>1 船舶の要目 Particulars of ship</p> <p>1.1～1.10 (略)</p> <p>1.11 船舶の種類 Type of ship:</p> <p>1.11.1～1.11.7 (略)</p> <p>1.11.8 貨物艤原油洗浄設備を用いて運航する「原油タンカー」である <u>(削る)</u></p> <p>がクリーンバラストタンクを用いて運航する「精製油運搬船」としても指定された船舶であって、それぞれの船舶の種類に対応し、別個の IOPP 証書の発給を受けているもの</p> <p>The ship, being designated as a “crude oil tanker” operating with COW, is also designated as a “product carrier” operating with CBT, for which a separate IOPP Certificate has also been issued <input type="checkbox"/></p> <p>1.11.9 クリーンバラストタンクを用いて運航する「精製油運搬船」であるが貨物艤原油洗浄設備を用いて運航する「原油タンカー」としても指定された船舶であって、それぞれの船舶の種類に対応し、別個の IOPP 証書の発給を受けているもの</p> <p>The ship, being designated as a “product carrier” operating with CBT, is also designated as a “crude oil tanker” operating with COW, for which a separate IOPP Certificate has also been issued <input type="checkbox"/></p> <p>2～4 (略)</p>
<p>5 構造(第18規則、第19規則、第20規則、第23規則、第26規則、第27規則、第28規則及び第33規則) Construction(regulations 18, 19, 20, 23, 26, 27, 28 and 33)</p>	<p>5 構造(第18規則、第19規則、第20規則、第23規則、第26規則、第27規則及び第28規則) Construction(regulations 18, 19, 20, 23, 26, 27 and 28)</p>

5.1 第18規則の要件に従つて、この船舶は、第18規則9の規定に適合する分離バストンカーとしての資格を有する。

In accordance with the requirements of regulation 18, the ship is qualified as a segregated ballast tanker in compliance with regulation 18.9

## 5.1 第18規則の要件に従つて、この船舶は、

In accordance with the requirements of regulation 18, the ship is:

(消える)

1.1 分離バラストタンクを備え、かつ、防護的に配置すること及び

10

（前記）

(景)る

(削る)

(三)

(2) 晴

(専)[る]

（前記）

(三)

(削る)

5.2 第18規則の規定に適合する分離バラストタンクは、次のように配置されている。

### Segregated ballast tanks (SBT)

<u>タンク</u>	容積 (立方メートル)	タンク	容積 (立方メートル)
------------	----------------	-----	----------------

21

Tank	ノル Volume (m <sup>3</sup> )	Tank	ノル Volume (m <sup>3</sup> )
F.P.T	12,300	NO. 6 WBT (S)	8,840
NO. 2 WBT (P)	8,760	A.P.T	1,253
NO. 2 WBT (S)	8,840		
NO. 4 WBT (P)	8,840		
NO. 4 WBT (S)	8,840		
NO. 6 WBT (P)	8,840		
		総容積 : 66,433 立方メートル	
		ノル Total volume : 66,433 m <sup>3</sup>	

(削る)

5.2.1 この船舶は、第18規則の規定に適合する分離バラストタンクを備えている。

The ship is provided with SBT in compliance with regulation 1.

5.2.2 この船舶は、第18規則12から第18規則15までの規定に適合するよう防護的に配置されている、第18規則の規定に適合する分離バラストタンクを備えている。

The ship is provided with SBT, in compliance with regulation 1 which are arranged in protective locations (PL) in compliance with regulations 18.12 to 18.15.

(削る)

5.2.3 分離バラストタンクは、次のように配置されている。

SBT are distributed as follows :

Tank	容積 (立方メートル)	Tank	容積 (立方メートル)
Tank	Volume (m <sup>3</sup> )	Tank	Volume (m <sup>3</sup> )
F.P.T	12,300	NO. 6 WBT (S)	8,840
NO. 2 WBT (P)	8,760	A.P.T	1,253
NO. 2 WBT (S)	8,840		

	NO.4 WBT(P)	<u>8,840</u>	
	NO.4 WBT(S)	<u>8,840</u>	
	NO.6 WBT(P)	<u>8,840</u>	
総容積 : 66,433 立方メートル			
Total volume : 66,433 m <sup>3</sup>			

(削る)

(削る)

### 5.3 クリーンバルластタンク

Dedicated clean ballast tanks (CBT) :

5.3.1 この船舶は、第18規則8の規定に適合するクリーンバルラストタンクを備えており、精製油運搬船として運航することができます。

The ship is provided with CBT in compliance with regulation 18.8, and may operate as a product carrier.

(削る)

CBT are distributed as follows :

タンク Tank	容 積 (立方メートル) Volume (m <sup>3</sup> )	タンク Tank	容 積 (立方メートル) Volume (m <sup>3</sup> )
総容積 : ..... 立方メートル			
Total volume : ..... m <sup>3</sup>			

(削る)

5.3.3 この船舶は、年月日付けの有効なクリーンバルラストタンクの操作手引書を備えている。

The ship has been supplied with a valid Dedicated Clean Ballast Tank Operation Manual, which is dated

<p><u>(削る)</u></p> <p><u>5.3.4 この船舶は、クリーン・バラストタンクのバルスト操作及び貨物油操作のための共通の管系及びポンプを有している。</u></p> <p>The ship has common piping and pumping arrangements for ballasting the CBT and handling cargo oil. <input type="checkbox"/></p> <p><u>5.3.5 この船舶は、クリーン・バラストタンクのバルスト操作のための別の独立した管系及びポンプを有している。</u></p> <p>The ship has separate independent piping and pumping arrangements for ballasting the CBT. <input type="checkbox"/></p>	<p><u>5.4 (略)</u></p> <p><u>5.4.1~5.4.4 (略)</u></p>	<p><u>5.5 第18規則の規定の免除</u></p> <p>Exemption from Regulation 18:</p> <p><u>5.5.1 この船舶は、第2規則5の規定によりのみの間の運航にのみ従事しており、従つて、第18規則の要件は免除されている。</u></p> <p>The ship is solely engaged in trade between in accordance with regulation 2.5 and is therefore exempted from the requirements of regulation 18. <input type="checkbox"/></p> <p><u>5.5.2 この船舶は、第18規則10の規定により特殊なバルスト方式を用いて運航しており、従つて、第18規則の要件は、免除されている。</u></p> <p>The ship is operating with special ballast arrangements in accordance with regulation 18.10 and is therefore exempted from the requirements of regulation 18. <input type="checkbox"/></p>	<p><u>5.6 (略)</u></p> <p><u>5.6.1・5.6.2 (略)</u></p> <p><u>5.7 (略)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p> <p><u>5.3.1~5.3.4 (略)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>5.4 (略)</u></p> <p><u>5.4.1・5.4.2 (略)</u></p> <p><u>5.5 (略)</u></p>			

<u>5.5.1～5.5.6</u> (略)	<u>5.7.1～5.7.6</u> (略)
<u>5.6</u> (略)	<u>5.8</u> (略)
<u>5.6.1～5.6.9</u> (略)	<u>5.8.1～5.8.9</u> (略)
<u>5.7</u> (略)	<u>5.9</u> (略)
<u>5.7.1</u> (略)	<u>5.9.1</u> (略)
<u>6～11</u> (略)	<u>6～11</u> (略)
<u>附 則</u>	
この改正は、平成30年3月1日から適用する。	

